No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
1	H26. 10. 16 高田区	第2条の空き家等の定義では、継続して使用されていないものとしているが、具体にどの程度の期間や状況を示すのか。	具体な期間や状況については、今後行政側で 客観的な基準を設けて対応することになる。 なお、この条例は素案の形になる。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第2条
2	H26. 10. 16 高田区	第2条の空き家等の中で都市計画法の用途地域 という大括りになっているので、地目の規定 を解説に加えるべきではないか。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 空き地の問題は、空き家に比べて市民の生命や身体に深刻な影響が生じる可能性が低いこと、また、問題発生の要因がさまざまで、季節により空き地の状況が異なるなど、管理不全な状態の判断基準を定めるのが困難であることなどから、「空き地」をこの条例の対象からを除外することとしました。しかしながら、行政側では、空き地に係る苦情等に対し、これまでと同様に所有者等による速やかな対応を促すとともに、適正な管理がなされるよう所有者等に対する啓発活動を強化してまいります。	素案第2条
3	H26. 10. 16 浦川原区	地域に認知症の方がおり、家があっても財産 管理はできない状態で、しかも相続人もいない。このような場合、どうすれば良いか。	社会福祉協議会に相談することをお勧めする。弁護士や司法書士に相談することもできるが、それなりに費用はかかってしまう。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第4条
4	H26. 10. 13 柿崎区	市では管理不全な空き家等をどのように把握 するのか。	現状と同様に、地域からの通報等による把握 を想定している。把握するための新たな施策 を行うかについては、議会では答えられな い。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
5	H26. 10. 13 柿崎区	市民への情報提供の頻度はどの程度を考えているか。	市がホームページ等で随時提供することになると思うが、議会では具体的な頻度まで答えられない。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
6	H26. 10. 13		条例施行前なので、現状ではこの通りに行っているわけではない。しかし、危険空き家については把握しており、状況確認も行っている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
7	H26.10.13 柿崎区	市の責務の中に、空き家等に関する情報を、 所有者等の同意の下で広く市民等に提供する としているが、所有者等が不明な場合はどう なるのか。	所有者等が不明な場合、同意が得られないの で情報は提供されない。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
8	H26. 10. 13 春日区	所有者に責務を課すばかりでなく、活用促進 に力を入れてほしい。また、商売するにも固 定資産税が高過ぎて商売できない。	利活用については、総合的な対策が必要と考 えている。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
9	H26. 10. 16 浦川原区	第5条では空き家情報をデータベース化すると しているが、空き家を除却する前に、移住や 体験施設として活用してはどうか。	空き家の活用には、空き家バンクの創設が有効と考えており、不動産業者からは、情報をもらえれば協力したいとの声をいただいている。議会でも単に空き家を除却すれは良いという考えではない。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
10	H26. 10. 16 高田区	第5条では、行政の政策的誘導が必要である。 市民がやることに経済的支援策を設けるよう、行政側に伝えてほしい。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの 間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
11	H26. 10. 16 浦川原区	空き家を活用していく際、NPO法人などの活用を考えてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
12	H26. 10. 13 柿崎区	空き家バンクについて、具体的な内容を示し てほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
13	H26. 10. 13 柿崎区	第5条の活用促進をもう少し強くイメージできるようにしてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
14	H26. 10. 13 柿崎区	空き家等の利用促進について、地域との関係 が生ずると思うので、環境の良い施設として の利用を願っている。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条
15	H26. 10. 16	は、勧告・命令・代執行という厳しい条項に	け、第16条の所有者等に対する支援を設けて	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第5条 素案第16条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
16		第6条2項は努力義務であるので、「速やか に」はそぐわない。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの 間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 管理不全な状態を市民が判断するのは困難な場合があること、近隣との関係から通報をためらう場合があることなどを想定し、努力義務としました。一方、管理不全な状態の家屋を放っておくことは危険であり、速やかな対応を要することから、通報に際しては、「速やかに」行う必要があると判断したものです。	素案第6条
17	H26. 10. 13 柿崎区	市民の取り組みについて、取り組み方法も町 内会に押し付けない方法を検討してほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第6条
18	H26. 10. 13	前所有者が不動産業者へ売却し、その後不動産業者が倒産して、所有者不明の空き家がある。この空き家の所有者の所在を明らかにすることは可能か。	律が制定されれば、税務情報の調査が可能に	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条
19	H26. 10. 13 柿崎区	実態調査の頻度はどの程度を考えているか。	市民から空き家等の情報提供があった時など、市が情報を得た段階で随時実態調査を行うことになる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条
20	H26. 10. 13 柿崎区	空き地で2メートルにもなる草があり、地域では所有者と連絡もとれず困っている。このような状態の場合、市で対応すべきではないか。	空き地をどこまで対象とするか、空き地を対象にできるのかについては、行政側と協議の入口にあるが、この素案のまま条例が施行されれば、このような状態の場合の対応は、できるようになると思われる。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
21	H26. 10. 13 直江津区	権利放棄した空き家の敷地内へのゴミの不法 投棄に困っている。司法書士の見解では最終 的なゴミの処分は土地の所有者が行うことに なると聞いたが、地域では所有者が分からな いため、市で調べてほしい。	今の段階では、市がどこまで明確に対応できるかは言えないが、所有者の関係や最終的な責任の所在は調査するはずである。市では危険空き家SOS相談窓口を開設している。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条
22	H26. 10. 13	20~30年前の分譲地に所有者不明の土地がある。地元町内会では、その土地の繁茂した草の処理を所有者に伝えたいが、伝えられない。法務局で調べるとなると大変なので、市で調査し所有者に指導してもらえるのか。また、市として草刈りはできないか。	個人情報の問題はあるが、新たな法律は内部 調査ができる法律になりそうである。町内会 で困っている状況については、市に相談して ほしいが、条例ができたからといって、市が 全てやることにはならない。また、空き地ま で含めるのはどうかという行政側からの意見 もある。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条 素案第13条
23	直江津区	実態調査は、空き家等の危険度を目視で調査 し判断するとのことだが、助言又は指導、勧 告、命令などに移行するまでの期限を具体に 示してほしい。	実態調査は、市が市民から空き家等の情報提供があった時などに随時行う。管理不全な空き家等の認定は期限を決めて行うものではないが、できるだけ速やかに行う必要がある。また、助言又は指導も随時行うが、例えば助言又は指導から勧告に移るまでの間や勧告をしても改善されなければ、次の段階に移るまでの期限は決めることになると思う。いずれにしても、今後行政側で検討してもらいたいと思っている。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第7条から 第13条まで
24		第11条の命令について、正当な理由がある場合、改善に向けた対応はどうなるのか。	所定の手続き等に時間はかかるかも知れない が、状況の変化に応じて進めていくことにな る。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第11条
25		代執行の費用を当該義務者から徴収できな かった場合、どうなるのか。	税の滞納処分と同じ扱いになる。最悪の場合は不納欠損となる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第13条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
26	H26. 10. 13 柿崎区	生活保護世帯などは、除却費用を負担するのは難しいと思うが、その場合は代執行をしてもらう方が得ではないか。	空き家等を放置することは公益を著しく損な うこととの兼ね合いになるが、結果として代 執行が行われたとしても、可能な限り所有者 から代執行の費用を徴収することになる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第13条
27	H26. 10. 16 浦川原区	これまでに当市で代執行は行われたか。	当市では行ったことはない。参考までに長岡市では全国植樹祭の開催に支障があるため、ホテルの除却で代執行が行われた。また、当市では緊急安全措置として、中郷区で空き家にシートをかけたり、吉川区で倒壊の恐れがある空き家の雪下ろしを行っている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第13条
28	H26. 10. 16 高田区	第13条の代執行に関し、費用を徴収することができるとあるが、これだと徴収しないことも可能になってしまう。徴収するというのが基本原則である。徴収しない場合とは、生活保護者などを想定していると思うが、明確にしておく必要がある。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 代執行に当たっては、行政代執行法の定めるところにより行います。行政代執行法では、第2条において「その費用を義務者から徴収することができる」とし、また、第6条において「代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる」として、義務者からの費用の徴収について明確にされているところです。	素案第13条
29	H26. 10. 13 板倉区	第14条の緊急安全措置について、アスベストの飛散が確認されるような場合、緊急時、通常時のどちらに当てはまるのか。	これまで議論したことはないが、仮に確認された場合、緊急に対応が必要と判断されれば緊急時の対応となる。なお、いずれの場合もあくまで所有者に処置を促すことが基本である。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第14条
30	H26. 10. 16 高田区	第14条の緊急安全措置に関し、措置を行った 場合には費用がかかるが、その費用を所有者 に請求しないで良いのか検討してほしい。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの 間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 第14条(緊急安全措置)の第1項において、「所有者 等の負担において」と明記しており、措置に要した 費用は、所有者等に対し請求することとしていま す。	素案第14条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
31	浦川原区	立ち入り調査は、あらかじめ居住者から承諾を得るとしているが、居住者がいない場合はどうなるのか。また、旧月影小学校では都会の建築科の学生が校舎を利用しているが、居住まではしていない。ぜひ、この学生からも家賃を取っても良いのではないか。	居住していなければ承諾は必要ないことになるが、憲法で保障されている住居不可侵の原則もあることから、慎重に対応していくしかない。学生からの家賃徴収については、今後検討していきたい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第15条
32	H26. 10. 16	第15条の立入調査に関し、法律上、敷地も住居の一部と解釈されるので、不法侵入罪で訴えられた時にこの条例で対抗できるか不安である。研究してほしい。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの 間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 第15条(立入調査)において、「住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない」としており、立入調査を行おうとする建物が住居に当たる場合は、敷地に立ち入る場合であっても居住者の承諾を必要とするものです。	素案第15条
33	H26. 10. 13 柿崎区	立入調査について、居住者が明確な場合、第 15条第1項で良いのか。また、居住者が不明の 場合についても明確にした方が良い。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 第15条第1項ただし書は、憲法で保障する住居不可侵の原則から、住居に立ち入る場合は居住者の承諾が必要である旨を確認する意味で規定したものです。また、居住していない場合も、可能な限り所有者等の承諾を得て調査を行いますが、緊急性がある場合などは、承諾を得ずに調査する場合も想定しています。	素案第15条
34	H26. 10. 16 高田区	第16条の解説で、市が必要とする土地としているが、必要としない土地との不公平が生ずるため、この文言は必要ないのではないか。	意見と受け止め、パブリックコメントまでの 間に検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【検討結果】 市が譲渡を受けるのは、あくまでも市が必要とする ものに限定され、必要としないものまで譲渡を受け る趣旨ではないため、必要な文言と捉えています。	素案第16条
35	H26.10.13 板倉区		当市では、税制上の取り扱いを適正に行い、 除却しない場合であっても特例措置を解除す る取り組みをしている。今度の税制改正の中 でも、同様の取り扱いが見込まれている。除 却費用の補助については、今も市税の滞納が なく、かつ、市町村民税所得割が非課税の世 帯には、50万円を限度に除却費用を補助して いる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第16条 素案第17条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
36	H26. 10. 13 柿崎区	所有者が管理不全な空き家と認識していても 除却が進まない理由には、除却費用の負担が 大きいことや、除却すると固定資産税の負担 が増えるからではないか。	除却費用の負担については、今も市税の滞納がなく、かつ、市町村民税所得割が非課税の世帯には、50万円を限度に除却費用を補助している。また、固定資産税の課税標準の特例措置については、税制上たまたま適応されているために、除却が進まない要因の一つと認識している。しかし、当市では適正に対応し、除却をしない場合であっても特例措置を解除する取り組みをしている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第16条 素案第17条
37		所有者の負担軽減を加味した条例にしてほし い。	法案では税制上の措置も考えているようだ が、現段階で具体的な内容までは分からな い。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第16条 素案第17条
38	H26, 10, 13	いずれ除却しなければならない空き家を所有しているが、除却すると固定資産税の負担が増えるので悩んでいる。同様に悩んでいる人も多いと思うので、何とかならないか。	税の課題については、これまで議会でも議論をしてきた経過がある。しかし、一自治体としては難しい状況である。また、現在市では市税の滞納がなく、かつ、市町村民税所得割が非課税の世帯には、50万円を限度に除却費用を補助しているが、これ以上の拡大は難しいと聞いている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第16条 素案第17条
39		宅地課税について、空き家がなくなり、地目 が変更されるとどうなるか調査しているか。	税は公平が基本であるが、調査していないの で詳しいことは分からない。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 現に建物が建築されていない土地であって土地全体の状況、使用実態等からみて客観的に建物の敷地の用に供されるものであることが明らかな場合は宅地として認定しています。	素案第17条
40	п20.10.13 お合マ	現在の地目が農地であっても、建物があると 宅地課税されている例がたくさんあるので、 調査してほしい。	調査したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 固定資産税の評価の上で、地目は登記簿上の地目に 関わりなく、現況により認定を行っています。	素案第17条

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
41	春日区	え、結果として、国が管理せざるを得なくなる。例えば、更地にしたら地目を宅地から原 野にするなどの対策が必要ではないか。条例	空き家となる要因には、それぞれ異なる課題や条件があるが、この条例により、それら全ての問題が解決するわけではないため、課題を整理して考える必要がある。また、建物がある間は宅地だが、除却後に原野や雑種地にできるかについては、調べてみたい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 固定資産税の土地評価を行う上では地方税法により 国の示す「固定資産税評価基準」により行うことと されており、課税庁の裁量は認められていません。 宅地として評価するか否かについては、建物の有無 ではなく、現況に即して判断することとなります。	素案第17条
42	f 口 反	税制の特例があるから空き家の除却が進まな いということだが、特例がなくなると除却が	特例を解除したからといって、除却が進むかというと難しいと思われる。特例を解除することを意識付けることによって、管理不全な状態にしないという誘導策につながると考えている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第17条
43	H26. 10. 13 春日区	罰則として過料が5万円なら、過料を払った方が得と考える人もいるのではないか。	法案では50万円以下の罰金を課すとされており、法律が制定されれば、条例よりも法律が 優先される。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第20条
44	H26. 10. 16 高田区	過料5万円の妥当性が分からない。	行政側で過料として徴収できる最大の金額が5 万円である。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		素案第20条
45	H26. 10. 13	が、条例施行後は教えてくれるようになるの	地域で困っている状況であれば、市に相談してもらえれば、市では何らかの対応をすることになる。同時に地域でも積極的に取り組んでほしい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
46	H26. 10. 13 柿崎区	地域で管理不全な空き家等の所有者名を市に 聞いても、個人情報のため教えてもらえな い。この条例が施行されれば、教えてもらえ るのか。	管理不全な空き家等の情報を市に提供すれば、実態調査として市が所有者情報等を調べることになるが、市民にはその情報等は教えられない。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
47	H26. 10. 13 柿崎区	地域に所有者不明の空き地が2カ所あり、登記簿まで調べたが更新されていなかった。登記簿は更新しない状態のままで良いものなのか。	登記簿は申告主義であるため、実態と不整合 のままとなっているケースが多いのが現状で ある。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
48	H26. 10. 13 柿崎区	空き家等の管理者が不明で連絡がとれない場合、氏名・住所・電話番号の表示を義務付けることを条例に入れてはどうか。	条例に入れるのは無理である。行政側が調べて管理者が分かれば、表示のお願い程度であればできると思われる。	□1 条例案・解説に反映する ☑2 当日の回答どおり □3 行政側に伝える □4 その他		
49	H26. 10. 13 柿崎区	20年来の所有者不明の空き家を含め、地域には13軒もの空き家があるが、この条例で空き家対策が円滑に進むことを期待している。	<特に当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他		
50	枯岐区	町内会で困っているのは、所有者が県内外に 転居した空き家の管理である。災害発生時の ためにも連絡先を明示させてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
51	H26. 10. 13 柿崎区	町内会では空き家や空き地の所有者が分から ず困っている。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
52	H26. 10. 16 高田区	空き家2軒を管理している。その近くに廃屋状態の空き家が1軒あり、タヌキやキツネの巣になっている。当市に所有者がいないため困っているが、この条例ができれば地域の人も安心できる。	<特に当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他		
53	H26. 10. 16 高田区	行政側から空き家の活用促進を積極的に図っていくことを考えてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
54	H26. 10. 16 高田区	今後は2人暮らしの老齢家族が増えていくので、若い家族向けの対策として、空き家をアパートがわりに借家化してはどうか。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
55	H26. 10. 16 高田区	比較的新しい空き家の活用促進に力を入れて いくと、この条例に市民は興味を持って協力 すると思う。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
56	H26.10.13 板倉区	空き家を自分で処理できるよう、除却後の廃材を無料で受け入れるなどの環境整備に向けた施策を行ってほしい。また、クリーンセンターはゴミの持ち込みを半日に1回しか受け付けてくれないなど、空き家対策が進まない根底にはこのような問題があるのではないか。	行政側へ要望として伝える。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 木製家具や畳など、燃やせるごみを個人でクリーンセンターに持ち込むものについて、10kgあたり30円の手数料を徴収しています。大きさは長さ3メートル以下、厚さ20センチ以下の材木等を受け付けているところです。大量に持ち込む場合は焼却炉の能力上、午前、午後に分けて持ち込んでもらうようお願いしています。なお、解体工事については法律で定められた手続きを行う必要があり、解体による廃材の無料受入れについては現在考えておりません。	
57	H26. 10. 13 板倉区	空き家等の対策案 ①町内会での空き家処理を補助対象にする ②市は住宅の可燃物等は無料処理を行う ③危険物も指定収集日に無料回収を行う ④山間地域の管理不全空き家では飛散等危険物を取り除き、腐朽を待つ ⑤敷地権利放棄条件による公共処理等を行う⑥上記の場合、第三セクターによる処理機構の設置も考慮する ⑦山間地域では超法規的対応として野焼き処理も検討する	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
58		管理不全な空き家を除却したくても、廃棄物の処理区分が非常に厳しいため、費用がかかり除却が進まないのではないか。除却を促すためにも廃棄物の処理区分の緩和を検討してほしい。	持ち帰って検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 解体工事については法律で定められた手続きを行う 必要があり、工事により発生する廃材は処理方法に ついても法律により決められています。	
59		空き家の除却費用が高過ぎる。地域には大きな空き家が多く、余計に費用がかかってしまう。また、田んぼに隣接している雑木林の枯れ木等が田んぼに倒れてしまいそうなので、対応してほしい。	確かに除却には費用がかかるが、管理不全な空き家を解消するために協力してほしい。原則として、所有者が処分することになる。また、枯れ木等の問題については、地域で取り組んでほしい。そこまで行政側が民事に踏み込むことは難しい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
60	H26. 10. 16 浦川原区	空き家を除却するには多額の費用がかかるので、除却で生じた木材等は敷地内であれば野 積みにしていても良いのではないか。	野積みにしておくと動物の棲みかになる恐れ もあるため、周囲への影響という部分で、適 正な管理が求められる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
61	H26. 10. 16 浦川原区	建物に対する規制は、客観的に判断できるので可能と考えるが、土地は判断が難しいと考える。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
62	H26. 10. 16 高田区	空き地に草が1メートルも伸びている。所有者に対処を求めたが応じず、地域で対処するとの申し出も断られた。結果として野ネズミ等の棲みかになっている。市に相談したが対応してくれなかった。条例施行後は、このような土地も対象になるのか。	空き地関係で市には半年間で66件の苦情が寄せられている。結果として解決されているかどうかは別として、対応はしている。空き地をどうかは別として、対応はしている。空き地を対象については、行政側と協議の入口にある。行政側では空き地を入れてほしくない意向があり、現段階ではお答えできない状況にある。なお、素案では建物等が実際に存在している地域の空き地は対象にしている。用途地域外の農林業用地にあっては、対象外としている。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
63	п20. 10. 13	配付資料の条例素案の概要に全国と県の空き 家数は示されているが、当市の数値が明記さ れていないのはどういうことか。	当市の空き家数は把握していない。しかし、 危険空き家数は、平成26年7月10日現在で115 軒あり、その内、所有者等が不明なものは9軒 ある。また、空き地は今年度だけで66件の苦 情が寄せられている。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
64		市では空き家や空き地の現状を把握していないのではないか。	現状では、市全体の空き家や空き地を把握しきれていない。市民等から情報提供をいただいたもので把握しているというのが実情である。今後、どのような形で把握していくかは、行政側で研究することになる。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
65		この条例は、議決後でないと効力はないの か。	条例は議決を経て、施行後でないと効力はないが、行政側では現在も対応できる範囲内で対応している。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
66	H26. 10. 13 直江津区	地域にある管理不全な空き家の外壁が剥落し、県道に飛散したことがあった。所有者に対処を求めたが当市に条例がないことや罰則もないことを承知していて、対処しなかったので、早く条例を施行してほしい。	できるだけ早く、実効性のある条例を制定したい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
67	H26. 10. 16 浦川原区	条例は平成27年7月施行予定だが、その前に管理不全な状態になった空き家は対象になるのか。	条例施行前に空き家状態になっているものも 施行した時点で対象になる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
68	H26. 10. 16 浦川原区	当市の9軒の所有者不明な危険空き家は、今後 どうするのか。危険であれば放置しておけな いのではないか。	所有者不明の場合、管財人を立て処理する方法もある。また、周辺の家屋等に被害をもたらす可能性もあるため、場合によっては最終的な手段に出なければならないことも考えられる。いずれにしても行政側に伝える。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
69		空き地等に対する町内会の対応の実情を調べてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
70	老口 [他人の土地の草を勝手に刈ったら逆に攻められる可能性があるので、条例に市と町内会の 役割などの関係を入れてはどうか。	行政側と検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
71	H26. 10. 16 浦川原区	地域で空き家等の管理をすることには限界がある。地域で空き家の管理を頼まれれば、できる限りのことはやりたいが、まずは所有者が前向きに条例を受け止め、できることをやってもらうしかないことも分かってほしい。	<特に当日回答なし>	□1 条例案・解説に反映する □2 当日の回答どおり ☑3 行政側に伝える □4 その他		
72	H26.10.16 高田区	苦情は町内会長にきて、町内会長も努力しているが、その筋の人が出てくる場合があり、 困っている。直接関係のない第三者の介入を 防げるような条文にしてほしい。	<特に当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 一般的なケースを想定して条文を構成しており、第三者の介入のような例外的なケースまで想定したものではありません。仮に、トラブルに巻き込まれた場合は、警察などに相談することになります。	
73		空き家や空き地について、もっと厳しい対応 を規定してほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 第4条(所有者等の責務)において、「所有者等は、 空き家等が管理不全な状態にならないように自らの 責任において適正に管理しなければならない」とし て適正管理を義務付けているほか、管理不全な状態 を放置している所有者等に対しては、氏名等の公表 (第12条)や過料の徴収(第20条)といった制裁措 置のほか、強制力を伴う行政代執行(第13条)など が予定されています。これらの措置は、行政で行う ことができる最大限の措置と考えているところで す。	
74	H26. 10. 13 柿崎区	廃棄物の処理費を明確にしてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他	【行政側の回答】 木製家具や畳など、燃やせるごみを個人でクリーンセンターに持ち込むものについて、10kgあたり30円の手数料を徴収しています。その他個人が排出する一般廃棄物の処理費や分別方法は、条例等により定められています。	
75	H26.10.13 柿崎区	条例(素案)はこれで良いが、この条例は居住者がいる場合を前提に作成しているが、居住者が不明な場合はどうするか、明確にしておいた方が良い。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 この条例は、いわゆる空き家を対象にしており、居 住者がいる場合を前提にしたものではありません。 立入調査(第15条)で「住居に立ち入る場合におい ては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければ ならない」としているのは、当該家屋が住居と認め られる場合などは、居住者の承諾が必要である旨を 確認的に規定しているものです。	

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
76		市に空き家等を寄附したい場合は、拒否しないで受け取ってほしい。	市として利用価値のないものは受け取れない。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
77	H26.10.13 直江津区	現在、新水族博物館の建設予定地周辺に4軒の管理不全な空き家があり、地域や市としてもマイナスイメージになることを心配している。できれば、五智地区一帯を観光の特区に設定して、他地域よりも厳しい空き家対策を取ってほしい。	特区についてを条例に入れることは、条例の 制度設計では難しい。しかし、行政側に伝え て何らかの対応ができるか検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
78	H26. 10. 16 浦川原区	空き家の売買後に管理がなされていないケースがあり、以前、空き家が火事になったこともあるなど、地域では迷惑を被っている。こうしたケースを防止する対策を検討してほしい。	持ち帰って検討したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
79	H26. 10. 16 浦川原区	空き家に関して、相談室を設けてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【行政側の回答】 建築住宅課において、「危険空き家SOS相談窓口」を平成25年5月15日に開設しており、管理されていない危険空き家や、自己所有の空き家の解体撤去等についての相談を受け付けています。	
80	H26. 10. 13 板倉区	条例化することは望ましいが、市として集落の町内会長にPRし、空き家になる時は事前に町内会長に届出をし、その後の空き家対策についてどうするか、所有者から一筆取るようにしてはどうか。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
81		管理不全な空き家等の権利を放棄した場合、 市が譲り受けることになるのか。	取り扱いを調査し、何らかの形で回答したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 市として利用価値のない空き家等を市が譲り受ける ことはできません。また、一般的に、不動産の所有 権を一方的に放棄することはできません。	
82	H26. 10. 13 春日区	不動産業者の立場として、空き家等の所有者が分からないケースが多い。空き家バンクができれば、連絡がとりやすくなるので助かる。売れる物件は不動産業者として取り扱っていきたい。	<特に当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
83	H26. 10. 13 直江津区	空き家等の権利を放棄した場合、どうなるの か。	取り扱いを調査し、何らかの形で回答したい。	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 一般的に、不動産の所有権は一方的に放棄することはできません。ここでは、相続放棄の場合に置き換えて回答します。全ての相続人が相続放棄した場合は、一定の手続を経た上で、最終的に財産が国庫に帰属します。ただし、これには一定の費用が掛かります。相続放棄を検討される場合は、法律相談などの活用をおすすめします。	
84	H26. 10. 16 浦川原区	地域では空き家が増加し、防災、景観等の面で大きな問題となっている。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり☑ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
85	H26. 10. 16	規則については、雪国の当市に合った行政側 が対応しやすいものにしてほしい。また、所 有者はもちろんだが、地域の協力を得ること も入れてほしい。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 空き家等の適正管理及び活用促進に当たっては、第一に所有者等の役割が、次いで市民の果たす役割が大きいと考えており、市民の中には、町内会などの自治組織も含まれます。第6条(市民の責務)の本文及び解説の中で、地域の協力についても規定しているところです。	

No.	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
86	市20.10.10	条例は、議会として全会一致で提案するのか。市の実態等を踏まえ論点があれば教えてほしい。	議会では全会一致の方向で議論してきたので、3月議会に提案できれば全会一致で可決すると確信している。この条例は空き家対策を総合的に捉え、適正管理と活用の部分を入れ、条例の名前にも活用促進を入れている。活用促進を位置付け、税制上の措置や支援など、総合的に取れるようにしている。今後、行政側との調整に入るが、空き地の問題、除却費用の一部補助、固定資産税の課税標準の特例措置などの論点があり、どうするかという調整が出てくる。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
87	H26. 10. 16	管理不全な空き家等について、市に相談しても何も対応してくれない。一昨年の秋までは、担当部署や担当者も決まっていなかった。今は地域自治振興課で対応しているようだが、そんな弱い体制では困るので、しっかりした体制整備が必要ではないか。	建設住宅課が窓口になると決まっている。条例化のための調整の部分であるかと思うが、 広範の分野に渡り対応しなければならない課 題でもあるので、今後の議論の中で行政側と 話をしていきたい。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
88		空き家の問題は、全国的なことなのに当市が なぜ先行してやる必要があるのか。	県内の半数以上の自治体が既に条例を制定しており、当市は後続である。また、全国では350以上の自治体が制定している。国でも議員発議で特別措置法の制定に向け、今臨時国会に提出する予定である。当市議会では2年前から議論してきたが、市長は条例では実効性が上がらないとの考えのもと、施策で効果的な空き家対策を進める考えであった。ここにきてようやく議会側と行政側が一致して条例化することになった。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
89	H26. 10. 16 高田区	崩れそうな廃屋は空き家に入るのか。	存在する限り管理不全な空き家の範囲内で考えざるを得ない。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		
90		パブリックコメントとこの意見を聴く会と は、どういう関係にあるのか。	パブリックコメントにかけるための条例案と するために、素案の段階でこの意見を聴く会 を設けた。	□ 1 条例案・解説に反映する☑ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える□ 4 その他		

No	開催日等	意見等	回答等	対応方針協議結果(政策形成会議)	メモ欄	該当条項
91	H26. 10. 16 高田区	空き家や空き地は適正な管理を所有者に強く 促す方法で条文化してほしい。不在地主の勝 手を許さない条例を先行させることも必要で はないか。	<アンケートのため当日回答なし>	□ 1 条例案・解説に反映する□ 2 当日の回答どおり□ 3 行政側に伝える☑ 4 その他	【検討結果】 第4条(所有者等の責務)において、「所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。」として、適正管理を義務付けているところです。	